

# 経営者必見!財産形成のコツ

~必要な理由とそのポイント~

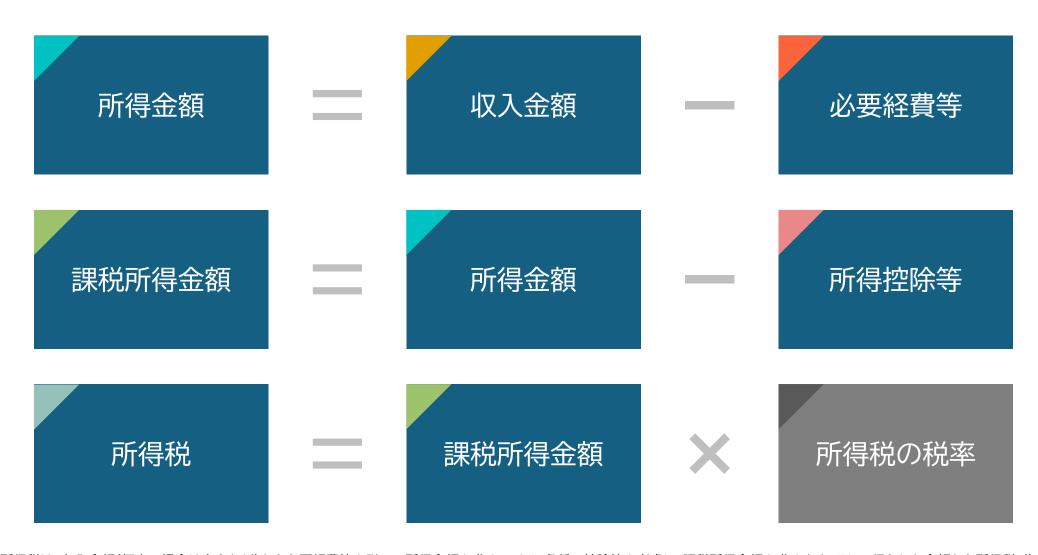
- □ 日本の所得税・住民税について
- 超過累進課税のイメージ
- 役員報酬を毎年増やした場合
- 退職金の優遇税制
- □「役員報酬の上乗せ」と「退職金による支給」との比較
- □退職金課税の優遇措置
- □ 役員退職慰労金(退職金)準備のための生命保険の活用

法人向け保険商品は、被保険者に万一のことがあった場合、保険金等を事業保障資金などの財源として活用いただくための、「保障」を目的とする商品です。ご加入の検討時には、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を確認してください。

本冊子は2025年1月現在の税制に基づき作成されております。税制改正等で変更になることがありますのでご注意下さい。 また、個別の取扱いにつきましては所轄の税務署等にご相談下さい。

# □ 日本の所得税・住民税について

### 所得税・住民税計算の基本的な考え方



所得税は、収入金額(個人の場合は売上など)から必要経費等を引いて所得金額を求め、これに各種の控除等を考慮し、課税所得金額を求めます。そして得られた金額から所得税・住 民税を計算します。実際の計算方法は次ページ以降で解説します。

<sup>&</sup>lt;注>実際には税額控除など他に考慮すべきものもありますが、ここでは基本的な考え方を示します。

# □ 超過累進課税のイメージ

### 所得税の税率

課税所得金額			税率	速算控除額
1,000円	から	1,949,000円	5%	_
1,950,000円	から	3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円	から	6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円	から	8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円	から	17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円	から	39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円	から		45%	4,796,000円

### 住民税の税率(所得割)

 所得金額にかかわらず	10%
がはからになっている	1070

税率は一律ではなく、所得が一定の金額を超えると、超えた部分についてより高い税率で税金が課されます。



<注>所得税と住民税の所得控除の差額および調整控除、住民税の均等割は考慮していません。 所得金額から所得控除を差し引いた金額が0円以下の場合には課税されません。 令和19年までは、この他に復興特別所得税が課されますが、ここでは考慮していません。

## □「役員報酬の上乗せ」と「退職金による支給」との比較

役員報酬1,800万円に毎年200万円を 20年間(合計4,000万円)上乗せ 役員報酬の上乗せではなく、毎年200万円 を退職金として積み立て、4,000万円を 「退職金」として退職時にまとめて支給

税金 2,000万円 手取り 2,000万円



税金 383.9万円 手取り 3,616.1万円

役員報酬の上乗せ

退職金

